

NPO活動支援施策等に関する実態調査

(調査対象 NPO の範囲と協働事例等)

1 調査対象について

本調査における「NPO」は、「営利を目的とせず、自発的に行う社会的・公益的な活動（民間非営利活動）を行う団体」とします。具体的には、下記団体が本調査の対象となります。

- (1) NPO法人（特定非営利活動法人）
- (2) ボランティア団体
- (3) 市民活動団体

(※「NPO」という呼称の使用は法人格の有無を問いません。)

(※NPOのとらえ方の最広義として、特定非営利活動法人を含めた非営利の各種法人等を含む考え方もありますが、本調査では社会福祉法人や町内会・自治会等の団体は含まないものとします。)

2 設問中の「協働」について

協働とは「異なる主体が、共通の課題を解決したり目的を実現させるために、お互いを尊重しながら一緒に考え、対等の立場で協力して取り組むこと。」です。行政とNPOとの協働の形態には下記のものなどが考えられます。

(詳細については「行政とNPOの協働マニュアル」を参照願います。)

URL [http://www.pref.miyagi.jp/kyosha/npo/kyoudou/manual\(HP\).htm](http://www.pref.miyagi.jp/kyosha/npo/kyoudou/manual(HP).htm)

	協働の形態	概要
1	情報交換・意見交換	NPOから協働事業の提案を受けたり、住民のニーズや行政サービス、協働事業に関する意見を聞くこと。また、お互いの持つ情報を日常的に交換すること。意見交換会、フォーラム、ワークショップ等の開催等。
2	政策・企画立案への参画	行政が事業を企画立案する段階でNPOからの意見や提案を受けることにより、行政の事業にNPOの特性や専門性などを活かすこと。各種委員会や審議会等へのNPOの参画等。
3	共催・後援	NPOと行政が主催者となりイベント等の企画や運営、実施に当たること。また、NPOが行う事業でその趣旨等が行政の目的と合致する場合、「宮城県」等の後援名義の使用を認めて事業を支援すること。
4	実行委員会	NPOと行政、場合によっては企業など、それ以外の主体が新しい一つの組織を立ち上げ、そこが主催者となって事業を行う形態。

5	事業協力	NPOと行政のそれぞれの特性を活かす役割分担を協定書などで取り決め、一定期間、継続的な関係のもとで事業を協力して行うこと。
6	業務委託	行政が実施する事業のうち、その性質や内容から事業の有効性・効率性が向上すると認められる場合に、NPOにその事業の実施を委ねること。
7	補助・助成	NPOの事業、研究等を育成、助長するために行政が公益上、必要があると認めた場合に補助・助成するもの。
8	公の施設の管理運営	「指定管理者制度」による公の施設の管理運営。多様化する住民ニーズに一層効果的・効率的に対応できる。